

「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議」実施状況報告において説明願いたい事項

建議事項（平成 25 年 8 月 6 日）	実施状況報告（消費者庁）（平成 26 年 3 月）	説明願いたい事項
<p>(1) 国による地方消費者行政の継続的な財政支援に対する最大限の努力 「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間に関する一般準則」（以下「準則」という。）に盛り込まれた継続的財政支援の在り方について、現時点では基金の期限については平成25年度とされており、それ以降の国による地方消費者行政への財政支援の具体的な在り方については、今後の平成26年度概算要求の過程で議論されていくことになる。</p> <p>地方自治体において、消費者行政に関する自主財源や人員の十分な確保が依然困難な状況であり、引き続き消費生活相談員の確保・レベルアップを始めとする消費生活相談体制の充実・強化のための下支えが不可欠である。これに加え、今年度から消費者教育の推進に関する法律（以下、消費者教育推進法）に基づく地域の取組が本格化していくことを踏まえ、引き続き国による財政支援の継続について最大限の努力を払っていく必要がある。</p> <p>また、当委員会が平成24年7月にとりまとめた「地方消費者行政の持続的な展開とさらなる充実・強化に向けた支援策についての建議」において示した課題として「活性化基金で新設・増設した相談体制維持のための財政支援等」「地方消費者行政に係る国からの財政負担の在り方の検討」「地方消費者行政に係る自主財源・人員確保等に向けた働きかけ」を踏まえ、最も効果的な財政措置の在り方について検討すべきである。</p>	<p>① 継続的な財政支援及び効果的な財政措置の在り方の検討について 地方消費者行政活性化基金（以下「基金」という。）等の活用により、これまで、消費生活センターや消費生活相談窓口の増加、消費生活相談員（以下「相談員」という。）の増員等、どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制作りに向け着実な成果を挙げてきた。一方で、小規模地方公共団体を中心に相談体制の実質的な強化に課題が残るほか、地方消費者行政の予算に占める基金の割合は3割程度と、基金への依存度はいまだ高い状況にある。また、消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年法律第 61 号。以下「消費者教育推進法」という。）に基づく地域の取組が本格化しつつあることや、昨今の食品表示等问题など緊急・柔軟に対応すべき課題の発生に対して、基金を通じた機動的な対応が求められている。</p> <p>このような状況を踏まえ、引き続き国による財政支援を行うため、基金上積みのための地方消費者行政活性化交付金（以下「交付金」という。）につき、平成 25 年度補正予算において 15 億円を措置するとともに、基金の活用期間を延長した。また、これまで補正予算中心の措置であり、毎年度の予算措置の見通しが不透明な状況であったことを踏まえ、平成 26 年度予算において 30 億円を措置し、当初予算における大幅な増額を実現したことから、地方における計画的・安定的な取組が可能となった。</p> <p>また、「地方消費者行政の持続的な展開とさらなる充実・強化に向けた支援策についての建議」（平成 24 年 7 月 24 日付け消費者委員会）において示された課題を踏まえ、効果的な財政措置の在り方等について検討し、上記の交付金の当初予算化及び基金の活用期間延長（以下「当初予算化及び基金の延長」という。）を措置するとともに、地方公共団体において自主財源化計画を作成することとし、基金の活用期間終了後を見据えた自主財源化に向けた道筋を付けることとした。</p> <p>さらに、本年 1 月、基金を通じた当面の政策目標としての「地方消費者行政強化作戦」（以下「強化作戦」という。）を定め、計画的・安定的な取組の中で、質の高い相談・救済を受けられる地域体制の全国的な整備を目指すこととしている。</p> <p>今後とも、基金の活用状況等も踏まえつつ、引き続き、効果的な財政支援の在り方について検討していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基金の今後の展望についてお聞かせいただきたい。例えば、交付金を基金に積み立てることはいつまでを想定しているのか。自治体の自主財源化を促すため、基金の今後の存続期間を明示できないか。基金終了後の地方財政への財源支援の在り方（補助金など）につき、どのような可能性があるのか。 ・基金等の活用は、主に単年度の事業（機器類の購入・リースや啓発資料の作成、イベント開催等）に使われ、相談窓口の増加や消費生活相談員の増員等には直接的には結びついていないという声も聞くところですが、「着実な成果」の内容について具体的に説明願います。 ・「地方における計画的・安定的な取組が可能となった」とあるが、現場からは基金活用に関する事務手続きが煩雑で利用しづらいとの声もあるところ、消費者庁としてのこの点の把握及び対応策につき説明願います。 ・国による財政支援は重要だが、支援ありきが前提とされ、地方の独自予算が減少することは問題である。「地方消費者行政の現況調査」によると、地方公共団体の消費者行政予算は減少傾向にあることが懸念され、予算の無い市区町村数も増加している。消費者行政予算の全国的な傾向につき、消費者庁としてはどのように認識しているか。その上で、「地方公共団体において自主財源化計画を作成することとし」という施策について、内容及び実施の手続きを具体的に説明願います。

<p>今後の財政支援の重点的な課題として報告書が示した市町村の消費者行政体制整備の課題に沿って、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模市町村の体制底上げ <p>特に、窓口未設置市町村の解消による「どこに住んでいても消費生活相談が受けられる体制」づくりに引き続き尽力するとともに、これまで基金で構築された消費者行政体制を維持しつつ、その質的向上を図り、専門性を担保していくための財政支援の在り方の検討が必要である。</p> 	<p>② 小規模市町村の体制底上げについて</p> <p>強化作戦は、①相談体制の空白地域解消、②相談体制の質の向上、③適格消費者団体の空白地域解消、の3本柱を政策目標として掲げており、相談窓口未設置市町村の解消等により、「どこに住んでいても質の高い消費生活相談が受けられる体制」作りを目指すこととしている。</p> <p>また、相談員の配置の促進、相談員の資格保有率及び研修参加率の引き上げ等を通じて相談体制の質の向上を図り、専門性を担保することとしている。</p> <p>さらに、複数の市町村による事務の共同処理や他の市町村への事務の委託が行われている例があることを踏まえ、関係市町村間の調整の円滑化を図られるよう、市町村間の調整を都道府県の役割として規定し、小規模市町村においても消費生活相談体制が整備されるよう消費者安全法（平成21年法律第50号）の改正を含む「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案」（以下「改正法案」という。）を閣議決定し（平成26年3月11日）、第186回通常国会に提出した。</p> <p>小規模市町村の体制底上げを含め、基金で構築された消費者行政体制の維持・充実のため、引き続き地方の取組を支援していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「複数の市町村による事務の共同処理や他の市町村への事務の委託」について、実情及び課題を説明願います。 ・「小規模市町村の体制底上げを含め」とありますが、相談者数が少ない市町村のPIO-NET 端末廃止に伴う支援策につき説明願います。また、PIO 刷新検討に当たり実施した相談員アンケートの結果から見えてきた現行PIO-NET の問題点及びその改善策につき説明を願います。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域力の強化による消費者行政体制の強化 <p>本年度から消費者教育推進法に基づく地方の消費者教育推進の取組が本格化することを契機として、地方消費者行政担当部署を中心として教育、福祉担当部局等との庁内連携や地域の高齢者等の見守りを行っている福祉関係団体等との官民連携を重層的に展開していくことは、消費者行政全体の「地域力」強化につながる。</p> <p>消費者教育・啓発の推進により消費者自身の消費者問題への対応力を高めていくと同時に、このような地域力強化による消費者行政体制の強化は、今後急速な高齢化の進展が見込まれるなか、消費者被害の未然防止や被害の早期発見・対処による被害拡大防止の観点から有効であると考えられ、地域力強化の取組を、国による財政支援の重点項目として位置づけていく必要がある。</p> <p>また、この観点から地方自治体の消費者行政担当職員への支援についても、連携のハブとしての役割が果たせるような研修プログラムの整備等を行っていく必要がある。</p> 	<p>③ 地域力の強化による消費者行政体制の強化について</p> <p>消費者教育の推進により消費者自身の消費者問題への対応力を高めるとともに、高齢者等の消費者被害の深刻化など消費者問題の実情を踏まえ、地方消費者行政を始め、地域体制の強化を図る必要がある。</p> <p>このため、消費者教育及び地域力強化の取組を国による財政支援の重点項目として位置付け、平成26年度「国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム」の政策テーマとして、「消費者教育の推進（地域での推進体制強化及び事業者等のコンプライアンス意識の確立等）」及び「消費者のための安全・安心地域体制の整備」を採用した。今後、地方公共団体と連携して実施した先駆的取組の成果を、全国的に波及・展開していくこととしている。</p> <p>また、消費者団体等の地域で活躍する多様な主体が交流・連携する場を提供し、各地域今後の活動展開につなげてもらうことを目的とした「地方消費者グループ・フォーラム」を、平成25年度も引き続き全国8ブロックにおいて実施した。消費者教育推進法の施行及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月28日閣議決定）を踏まえ、全ブロックにおいて消費者教育関係のテーマを取り上げ、教育関係者を始め多様な主体の参加につなげたほか、北海道、中部及び関東の3ブロックにおいて、文部科学省主催の消費者教育フェスタと連携した開催を実現した。</p> <p>さらに、消費者安全の確保のための見守りネットワークの取組を効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや若者が消費者被害にあうことを防止するためには、大学などの学校との連携が不可欠であると考えますが、文部科学省通知（23文科生119号）は、現時点では各学校・教育委員会を動かすまでには至っていないと思われま。この現状につき、消費者庁としてどのように認識をされているか、また、学校・教育委員会を動かすためには今後どのような対策が必要と考えていますか。 ・消費者安全確保地域協議会の設置について、地域での見守り体制強化の必要性は感じるところですが、構成メンバーが重なる他省の事業（厚生労働省の安心生活基盤構築事業など）と、どのように連携・調整していく予定なのか説明願います。

<p>また、地方消費者行政の自主財源・人員確保に向け、国から自治体の首長等に対する働きかけについても引き続き積極的に取り組むべきである。</p>	<p>的かつ円滑に行うため、多様な関係機関により構成される消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を、国及び地方公共団体の機関が任意で設置できるよう、改正法案による改正後の消費者安全法において規定することとしている。</p> <p>地域力の強化による消費者行政体制の強化の観点から、地方公共団体の消費者行政担当職員等が庁内等連携のハブとしての役割を果たすことが求められる。独立行政法人国民生活センターにおいては、消費者行政担当職員を対象として、消費者行政の推進に必要な知識を習得するための研修を実施した。また、改正法案による改正後の消費者安全法においても、継続的な研修が不可欠であることを明示することとしている。引き続き、消費者行政の現場におけるニーズを把握しながら、消費者行政担当職員の研修内容の一層の充実に努めていく。</p> <p>④ 自主財源・人員確保に向けた国から地方公共団体の首長等に対する働きかけについて</p> <p>地方公共団体における予算・人員の確保については、首長によるリーダーシップや地方公共団体全体における地方消費者行政の位置付けが大きな影響を与えることから、消費者庁長官が地域に赴く際には、可能な限り地方公共団体の首長等に面会し、地方消費者行政の重要性等について訴えており、また、「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間について」（以下「準則」という。）の特例（地方公共団体独自の取組として基金等を活用して整備した体制を維持又は更に強化することを毎年度表明した場合には基金等の活用期間を2年延長）の活用を通じた首長への働きかけも積極的に行っているところである。</p> <p>今後とも、あらゆる機会を通じて、地方公共団体の首長等に対する働きかけに努めていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者行政担当職員は兼務しているケースが多く、研修を実施しても、実際はなかなか参加できないとの声も聞かれるところですが、地方公共団体の消費者行政担当職員への研修実施状況及び対象職員の参加状況について説明願います。また、当委員会が平成24年7月にとりまとめた「地方消費者行政の持続的な展開とさらなる充実・強化に向けた支援策についての建議」についての消費者庁の実施状況報告（平成25年3月）の際に、オンデマンド配信・インターネットを利用した遠隔研修を試行されていると伺いましたが、その実績（受講者数や受講者からの評価）についても説明願います。 ・消費者庁長官が地域に赴く際には可能な限り地方公共団体の首長等に面会し地方消費者行政の重要性を訴えているとのことですが、平成25年度の実績（面会回数やその成果）について説明願います。 <p>また、赴く機会がない地方公共団体の首長に対しては、どのような働きかけを行っているのか具体的に説明願います。</p> ・地方公共団体における行政の推進は首長の姿勢にかかっており、首長のリーダーシップを期待するためには、地方公共団体間にある種の競争を仕掛けることも有効な方法のひとつと考えます。については、消費者行政の体制（人員・予算）や取組について、公共団体毎のレベルが分かるよう「見える化」を進めるべきではないかと考えますが、この点の現状及び今後の予定につき説明願います。 ・準則の特例の活用につき、その実績を説明願います。 <p>また、「特例の活用を通じた首長への働きかけ」とは具体的にどのようなものか、実績及び成果につき具体的に説明願います。</p>
--	---	--

建議事項（平成 25 年 8 月 6 日）	実施状況報告（消費者庁）（平成 26 年 3 月）	説明願いたい事項
<p>（2） 準則による地方消費者行政の問題解決の効果の検証</p> <p>また、準則においては、これまで地方消費者行政が抱えてきた問題への対応策として、首長による消費者行政体制維持・強化の表明（消費者行政の重要性に対する認識深化）、消費生活相談員の雇止め抑止、小規模市町村への対応等に対して、財政支援期間の延長・短縮という形で、その対応を促進するための措置が盛り込まれている。</p> <p>消費者庁においては、今後、この準則による上記で掲げた地方消費者行政の問題解決の効果や地方自治体における自主財源の確保の状況等を検証し、それを踏まえて、国による財政支援等を安定的に継続していくにあたって、最大限の努力を行うべきである。</p>	<p>準則の特例を踏まえ、多くの地方公共団体において、今年度から、首長による消費者行政体制維持・強化の表明が行われ、消費者行政の重要性に対する首長等の認識深化に貢献しており、また、相談員の雇止めを解消した地方公共団体も現れているところである。地方公共団体における消費者行政予算や相談員の配置、消費者啓発事業等の各事業の実施状況等、地方消費者行政の現況を定点観測するため、毎年度実施している「地方消費者行政の現況調査」や毎年度、各都道府県から提出される基金の事業計画や実績報告、今後提出予定の自主財源化計画等から、今後とも、準則による地方消費者行政の問題解決の効果や自主財源の確保の状況等を把握、分析し、今後の更なる地方消費者行政の充実・強化に向け、引き続き努力していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「相談員の雇止めを解消した地方公共団体」について、解消した地方公共団体数及びどのような措置により解消したのかにつき具体的に説明願います。また、この動きを全国的に広げていくために、消費者庁としてどのような対策が必要と考えるかにつき説明願います。 ・「地方消費者行政の現状調査」や各都道府県提出の事業計画や実績報告等から、現時点で消費者庁として把握、分析している問題点やその改善策につき具体的に説明願います。

新開発食品調査部会設置・運営規程

平成21年10月7日
消費者委員会決定
最終改正 平成25年9月20日

消費者委員会令（平成21年政令第216号）第四条の規定に基づき、この規程を定める。

（総則）

第一条 消費者委員会令第一条第1項の規定に基づき設置する新開発食品調査部会の設置及び所掌事務、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

（部会の設置）

第二条 消費者委員会（以下「委員会」という。）に新開発食品調査部会（以下「部会」という。）を置く。

（所掌）

第三条 部会は、健康増進法の規定に基づき、販売に供する食品につき、内閣総理大臣が、特別の用途に適する旨の表示をしようとする者に当該表示の許可を行うとき、及び当該許可に係る食品について、新たな科学的知見が生じたときその他必要があると認めるときに、内閣総理大臣の求めを受けて調査審議する。

（調査会の設置）

第四条 部会長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該部会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、部会が行う審議に関し、必要な専門的事項を調査する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 部会長(部会長に事故のあるときはその職務を代理する者)は、部会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 消費者委員会令第二条第2項及び第3項を部会の議事に準用した場合の出席には、会議の開催場所への出席のほか、部会長が必要と認めるときには、テレビ会議システムを利用した出席を含めるものとする。
- 3 部会に属さない委員は、あらかじめ部会長に届け出ることにより、会議に出席して発言することができる。ただし、消費者委員会令第二条第2項及び第3項を部会の議事に準用した場合の委員には該当しないものとし、定足数には関係せず、議決に参加することはできないものとする。
- 4 部会長は、必要により、部会に属さない臨時委員又は専門委員を会議に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。ただし、当該臨時委員は、消費者委員会令第二条第2項及び第3項を部会の議事に準用した場合の議事に関係のある臨時委員には該当しないものとし、定足数には関係せず、議決に参加することはできないものとする。
- 5 部会長は、必要により、当該審議事項に関して識見を有する者を会議に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。
- 6 部会の調査審議において、特別の用途に適する旨の表示の許可の申請をした者(以下「申請者」という。)の依頼等により申請資料等の作成に協力した委員、臨時委員及び専門委員は、当該申請に係る調査審議に加わることができない。ただし、部会長が特に必要と認めた場合には、意見を述べることができる。
- 7 前項の調査審議において、申請者からの依頼等によらずに作成された資料等であって提出資料等として利用されたものの作成に協力した委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が特に必要と認めた場合を除き、当該資料について意見を述べることはできない。
- 8 前2項に規定する場合のほか、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係(例えば、委員、臨時委員及び専門委員が、申請資料等の作成に協力した者には該当しないが、資料作成に関係していた場合、当該申請者から研究費を受けている場合、当該申請者の役員等に就任していた、又は就任している場合)を有する委員、臨時委員及び専門委員は、当該調査審議に加わることができない。ただし、部会長が特に必要と認めた場合には、意見を述べることはできる。

(審議の公開)

第六条 会議の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。

- 2 部会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の部会長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により部会長が会議を非公開とすることを認めた場合は、部

会はその理由を公表する。

- 4 会議の議事録については、第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(部会の議決)

第七条 部会の議決については、委員長の同意を得て、委員会の議決とすることができる。

- 2 前項の規定により、部会の議決が委員会の議決とされたときは、部会長は、すみやかにその決定事項を委員会に報告しなければならない。

(議事録)

第八条 部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した委員の氏名及びこのうちテレビ会議システムを利用した出席者の氏名
 - 三 議題となった事項
 - 四 審議経過
 - 五 審議結果
- 2 前項の規定は、調査会の議事について準用する。

(雑則)

第九条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(準用)

第十条 第五条各項、第六条各項及び前条の規定は、調査会の調査について準用する。この場合において、これらの規定中「部会」とあるのは「調査会」と、「部会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成25年9月20日から施行する。

消費者委員会 新開発食品調査部会 委員名簿

平成26年4月1日 現在

(部会長)	阿久澤良造	日本獣医生命科学大学応用生命科学部長
(部会長代理)	唯根妙子	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事
	石井里枝	埼玉県衛生研究所水・食品担当部長
	板倉ゆか子	消費生活アナリスト
	大野泰雄	(公財)木原記念横浜生命科学振興財団理事長
	木戸康博	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 応用生命科学専攻栄養科学研究室 教授
	久代登志男	ライフ・プランニング・クリニック所長 日本大学 客員教授
	栗山真理子	特定非営利活動法人アレルギー児を支える全国ネット 「アラジーポット」専務理事
	古野純典	(独)国立健康・栄養研究所理事長
	清水誠	東京農業大学応用生物科学部栄養科学科食品科学研究室 教授
	寺本民生	帝京大学臨床研究センター センター長
	戸部依子	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 食 生活特別委員会委員長
	山崎壮	実践女子大学生生活科学部教授
	山田和彦	女子栄養大学栄養学部教授

以上14名

新開発食品調査部会議事一覧

【新開発食品調査部会】

第15回 平成26年2月3日(月)

1. 特定保健用食品の審査内容及び手続きについて
2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議
3. 特定保健用食品の表示許可品目に係る報告

第16回 平成26年2月26日(水)

1. 新開発食品調査部会における規定等の改正について

第17回 平成26年3月19日(水)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議
2. 特定保健用食品の表示許可品目に係る報告
3. 特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領等の改正について
4. 特定保健用食品の広告・宣伝について

第18回 平成25年6月20日(金)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議
2. 特定保健用食品の表示許可品目に係る報告

第19回 平成26年7月25日(金)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議
2. 特定保健用食品の表示許可品目に係る報告

【新開発食品評価第一調査会】

第15回 平成25年12月26日(木)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第16回 平成26年2月12日(水)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議
2. 特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領等の改正について

第 17 回 平成 26 年 5 月 26 日（月）

1．特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第 18 回 平成 26 年 6 月 2 日（月）

1．特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第 19 回 平成 26 年 8 月 4 日（月）

1．特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

【新開発食品評価第二調査会】

第 12 回 平成 25 年 12 月 16 日（月）

1．特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第 13 回 平成 26 年 2 月 21 日（金）

1．特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領等の改正について

第 14 回 平成 26 年 5 月 20 日（火）

1．特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第 15 回 平成 26 年 8 月 28 日（木）

1．特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

新開発食品調査部会における調査会の設置について

平成21年10月26日
消費者委員会 新開発食品調査部会
部会長 阿久澤 良造
最終改正 平成26年2月26日

新開発食品調査部会において、特別の用途に適する旨の表示（以下、「特別用途表示」という。）の許可に関する調査審議を行うにあたり、専門的事項の調査審議を行うため、下記のとおり、調査会を設置する。

記

1．設置する調査会の名称

- (1) 新開発食品評価第一調査会
- (2) 新開発食品評価第二調査会

2．設置の理由

新開発食品調査部会が、同部会設置・運営規程第四条に基づき調査審議する場合において、必要な専門的事項の調査を行うため、同部会に調査会を設置する。

なお、調査会が行う特別用途表示の許可に関する調査審議については、申請が多数あり、内容も多岐にわたることから、効率的な調査審議を行うために、担当する評価分野の異なる2つの調査会を設けるものとする。

3．調査会の所掌

(1) 新開発食品評価第一調査会

特別用途表示の許可に関する調査審議のうち、腎・血圧、代謝、内分泌に関する事項について審議する。

(2) 新開発食品評価第二調査会

特別用途表示の表示許可に関する調査審議のうち、消化吸収、免疫、その他新開発食品評価第一調査会の調査審議事項以外の事項について審議する。

消費者委員会 新開発食品調査部会 新開発食品評価第一調査会
委員名簿

平成26年4月1日 現在

(座長)	大野 泰雄	(公財)木原記念横浜生命科学振興財団理事長
(座長代理)	久代 登志男	ライフ・プランニング・クリニック所長 日本大学 客員教授
	梅垣 敬三	(独)国立健康・栄養研究所情報センター長
	川島 由起子	聖マリアンナ医科大学病院栄養部部長
	合田 敏尚	静岡県立大学食品栄養科学部教授
	志村 二三夫	十文字学園女子大学人間生活学部教授
	森川 馨	帝京大学薬学部教授
	山岡 和枝	帝京大学大学院公衆衛生学研究科教授
	脇 昌子	静岡市立静岡病院副院長兼内分泌・代謝内科科長、京都大学医学部臨床教授
	渡邊 敏明	兵庫県立大学環境人間学部教授

以上10名

消費者委員会 新開発食品調査部会 新開発食品評価第二調査会
委員名簿

平成26年4月1日 現在

(座長)	山 田 和 彦	女子栄養大学栄養学部教授
(座長代理)	清 水 誠	東京農業大学 応用生物科学部栄養科学科食品科学研究 研究室 教授
	飯 野 久 和	昭和女子大学 大学院 生活機構研究科教授
	石 見 佳 子	独立行政法人国立健康・栄養研究所 食品保健機能研究 部長
	岩 崎 学	成蹊大学理工学部教授
	門 脇 弘 子	国際医療福祉大学臨床医学研究センター教授
	木 内 文 之	慶應義塾大学薬学部教授
	木 元 広 実	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産草 地研究所 畜産物研究領域 主任研究員
	鈴 木 和 春	東京農業大学応用生物科学部栄養科学科教授
	和 田 政 裕	城西大学薬学部教授

以上10名